

## 大崎福祉社会就職支度金支給要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人大崎福祉会（以下、法人という。）に就職する職員で、Iターン及びUターンをした者（以下、Iターン者等という。）に対する就職支度金（以下、支度金という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとし、法人においてサービス提供を担う人材を確保、育成及び定着させることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、Iターン者等とは、次に定める者とする。

- （1）大崎上島町以外の出身者が、就職のために大崎上島町へ住居を移転した者
- （2）大崎上島町の出身者が、大崎上島町以外で1年以上、修学または就労をした後、再び大崎上島町へ戻って就職した者

### （支給対象者）

第3条 支度金の支給を受けることができる者は、法人に採用されるIターン者等とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- （1）既にこの要綱の規定により支度金の支給を受けた者
- （2）大崎福祉会人材育成定着事業修学資金貸付制度により修学資金の貸付を受けていた者
- （3）採用日において満60歳以上の者
- （4）採用日において大崎上島町へ住居を移転後6ヶ月を超えている者
- （5）外国人技能実習制度における技能実習生等
- （6）有料の職業紹介事業者の紹介により採用された者（派遣社員を含む）
- （7）過去に法人に採用されたことがある者
- （8）その他理事長が支度金を支給することが適当でないと認めた者

### （支度金の額等）

第4条 支度金の額は別表の区分に応じ、同表の支給額欄に定めるものとする。ただし、予算の範囲内において支給するものとする。

### （支度金の支給申請）

第5条 支度金の支給を受けようとする者は、理事長が別に定める申請書を理事長に提出しなければならない。また、理事長が提出を求める証明書類等も併せて提出するものとする。

### （支度金の支給決定）

第6条 理事長は前条の規定による申請があったときは、提出された書類の審査により選考を行って支給するかどうかを決定する。

(支度金の支給日)

第7条 前条により支度金の支給が決定されたときは、採用後3ヶ月が経った後の給料支給日に、当該支度金を支給する。

(支度金の返還)

第8条 支度金の支給を受けたIターン者等が、在職期間が1年に達するまでの間に離職した場合には、その者は扶養家族分の支度金も含め、全額を法人に返還しなければならない。

2 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

3 第1項の職員としての在職期間には、休職等理事長が適当でないとした期間は含まないものとする。

(保証人)

第9条 支度金の支給を受けるには、保証人がなくてはならない。

2 前項の保証人は、支度金を返還することになった際には、支度金の支給を受けた者と連帯してその債務を負担するものとする。

3 第1項の保証人は、身元の確実な成年者でなければならない。

4 支度金の支給を受ける者が未成年者である場合においては、第1項の保証人は、親権者若しくは未成年後見人、またはこれらの者に準じる者として理事長が認める者でなければならない。

第10条 理事長への委任

この要綱に定めるものの他、支度金の支給に関する必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

別表（第4条関係）

区 分	支 給 額	
	本 人	本人が扶養する同居 家族1人当たり
広島県内からIターン 及びUターンする場合	30,000円	10,000円
広島県外からIターン 及びUターンする場合	50,000円	20,000円